

## 議案第 1 1 号

北本市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

北本市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 2 月 2 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 1 2 第 2 項第 1 号の規定に基づき指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第 1 1 5 条の 1 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型

介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者の資格)

第2条 法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法)

第3条 法第115条の14第1項及び第2項の規定による条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同令第3条第2項中「他の地域密着型介護予防サービス事業者」とあるのは、「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、他の地域密着型介護予防サービス事業者」とする。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。